



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部
総務課法務文書室

定期第3853号 平成28年3月18日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|--|---------------------------|
| 10 | 徳島県政策創造関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則 | 総合政策課 |
| 11 | 徳島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 | 統計戦略課 |
| 12 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 | 人事課 |
| 13 | 徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 人事課 行政改革室 |
| 14 | 徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則 | 新産業戦略課 |
| 15 | 徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則 | 産業人材育成センター |
| 16 | 徳島県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 | 同 |
| 17 | 徳島県農林水産関係手数料条例施行規則 | 農林水産政策課 |
| 18 | 徳島県県土整備関係手数料条例施行規則 | 県土整備政策課 |
| 19 | 徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 | 運輸戦略局 運輸政策課 港湾空港経営室 |

【規則】

| 番号 | 表 | 題 | 担当課名 |
|----|-------------------------|---|--------|
| 20 | 徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 | | 出納局会計課 |

【公布された条例等のあらまし】

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十号）

一 徳島県政策創造関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十一号）

一 委託による統計の作成等を行うことができる場合の要件を緩和することとした。

二 統計の作成等を委託しようとするものが法人等である場合における法人等の代表者又は管理人の生年月日等の確認手続を不要とすることとした。

三 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（規則第十二号）

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定する機関、その長又はその職員及び当該計画の対象となる職員を定めることとした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第十三号）

一 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則（規則第十四号）

一 超音波ハイドロホン等の機械器具使用料の額を定めることとした。

二 CAEシステムの機械器具使用料及び金属材料に係る非破壊試験の試験手数料の額を改めることとした。

三 恒温機等の機械器具使用料を廃止することとした。

四 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則（規則第十五号）

一 学校教育法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第十六号）

一 学校教育法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 職業能力開発促進法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成二十八年四月一日（二については、公布の日）から施行することとした。

徳島県農林水産関係手数料条例施行規則（規則第十七号）

一 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県県土整備関係手数料条例施行規則（規則第十八号）

- 一 徳島県土整備関係手数料条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十九号）
 - 一 係留施設、荷役機械、上屋等及び船舶給水施設に係る使用許可申請書の様式を改めることとした。
 - 二 その他所要の整備を行うこととした。
 - 三 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
 - 四 徳島県収入証紙条例施行規則について、所要の整理を行うこととした。
徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）
 - 一 徳島県農林水産関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
 - 1 登録検査機関登録手数料
 - 2 登録検査機関登録更新手数料
 - 3 登録検査機関変更登録手数料
 - 二 徳島県警察関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
 - 1 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
 - 2 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料
 - 3 特定遊興飲食店営業許可証書換手数料
 - 4 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
 - 5 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料
 - 6 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料
 - 7 特定遊興飲食店営業の営業所構造設備変更承認申請手数料
 - 8 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料
 - 9 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料
 - 10 特定遊興飲食店営業管理者講習手数料
 - 三 その他所要の改正を行うこととした。
 - 四 この規則は、平成二十八年六月二十三日（一部については、公布の日、同年三月二十三日又は同年四月一日）から施行することとした。

徳島県規則第十号

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則（平成二十四年徳島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「の特例等」を「及び方法」に改め、同条第一項中「条例別表の」を削り、「少額領収書等の写しに係る写し又は収支報告書の写し」を「写し等」に、「当該写し」を「当該写し等」に改め、同条第二項中「条例別表の」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第十一号

徳島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県統計調査条例施行規則（平成二十一年徳島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「学研究」を「研究」に改め、「を直接の目的とすること」を削り、同号ロを次のように改める。

- ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 統計成果物を用いて行った研究の成果が公表されること。
 - (2) 統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

第五条第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第七条第一項第七号中「ものほか」を「もののほか」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「が法人等」を「が前二号に掲げるもの以外の者」に、「当該法人等の名称及び主たる事務所所在地」を「その氏名、生年月日及び住所」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「委託申出者（）」を削り、「もの（）」を「もの（地方公共団体を除く。）」に、「その代表者又は管理人」の氏名、生年月日及び住所を「当該法人等の名称及び主たる事務所所在地並びに代表者又は管理人の氏名」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 委託申出者が国の行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地

第七条第二項第一号中「法人等であるときは、その代表者又は管理人」及び委託申出者の「を」を「国の行政機関、地方公共団体又は法人等である場合を除く。」及びその「に改める。

第九条第一項中「学研究」を「研究」に改め、同条第二項中「第七条第一項第六号」を「第七条第一項第七号」に改め、同項ただし書中「とき」を「とき又は当該統計成果物を用いて行った研究の終了後に当該統計成果物が公表されたとき」に改め、同条第三項中「学術研究の成果又は」を「研究の成果若しくは当該統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要又は当該統計成果物を用いて行った」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第五条各号に該当するものとされた徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第十三条の規定に基づき統計の作成等については、なお従前の例による。

徳島県規則第十二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

| | |
|-----------|------------------|
| 知事 | 知事が任命する職員 |
| 議会の議長 | 議会の議長が任命する職員 |
| 企業局長 | 企業局長が任命する職員 |
| 病院事業管理者 | 病院事業管理者が任命する職員 |
| 選挙管理委員会 | 選挙管理委員会が任命する職員 |
| 人事委員会 | 人事委員会が任命する職員 |
| 代表監査委員 | 代表監査委員が任命する職員 |
| 海区漁業調整委員会 | 海区漁業調整委員会が任命する職員 |

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第十三号

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表七の項中「第二条第二項の表四十七の項2」を「第二条第二項の表四十八の項2」に改め、同表八の項中「第二条第二項の表七十一の項6」を「第二条第二項の表七十二の項6」に改め、同表九の項中「第二条第二項の表七十九の項19」を「第二条第二項の表八十の項19」に改め、同表十の項中「第二条第二項の表八十二の項9」を「第二条第二項の表八十三の項9」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第十四号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表機械器具使用料の項中第六十六号を削り、第六十七号を第六十六号とし、第六十八号を削り、第六十九号を第六十七号とし、第七十号から第七十八号までを二号ずつ繰り上げ、第七十九号を削り、第八十号を第七十七号とし、第八十一号から第八十四号までを三号ずつ繰り上げ、第八十五号を削り、第八十六号を第八十二号とし、第八十七号を第八十三号とし、第八十八号を第八十四号とし、第八十九号を削り、第九十号を第八十五号とし、第九十一号から第百二号までを五号ずつ繰り上げ、第百三号を削り、第百四号を第九十八号とし、第百五号から第百三十一号までを六号ずつ繰り上げ、第百三十二号を削り、第百三十三号を第百二十六号とし、第百三十四号から第百四十八号までを七号ずつ繰り上げ、第百四十九号を削り、第百五十号を第百四十二号とし、第百五十一号から第百九十号までを八号ずつ繰り上げ、第百九十一号を削り、第百九十二号を第百八十三号とし、第百九十三号から第百九十六号までを九号ずつ繰り上げ、同項第百九十七号中「一、六七〇円」を「二、二七〇円」に改め、同号を同項第百八十八号とし、同項第百九十八号を第百八十九号とし、第百九十九号から第百四十八号までを九号ずつ繰り上げ、同項に次の三号を加える。

| | | | |
|-------|----------------|-------|--------|
| 二百四十 | 超音波ハイドロホン | 一台一時間 | 三三〇円 |
| 二百四十一 | 味選別センサー | 一台一時間 | 五、一三〇円 |
| 二百四十二 | デジタルX線画像検査システム | 一台一時間 | 三、九四〇円 |

別表試験手数料の項第五号5中「三、一三〇円」を「四、七五〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は試験に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

徳島県規則第十五号

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号及び第三号中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第十六号

徳島県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

徳島県訓練手当支給規則（昭和五十年徳島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）」及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に、「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第四号の改正規定（「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

徳島県規則第十七号

徳島県農林水産関係手数料条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(手数料の納付の時期及び方法)

第三条 条例別表の七十四の項に掲げる事務に係る手数料は、書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面(以下「写し等」という。)の交付を受ける際、現金により納付しなければならない。ただし、写し等の送付を求める場合には、当該写し等の交付前に、納入通知書により納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第十八号

徳島県県土整備関係手数料条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県県土整備関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(手数料の納付の時期及び方法)

第三条 条例別表第一の百五の項に掲げる事務に係る手数料は、書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面(以下「写し等」という。)の交付を受ける際、現金により納付しなければならない。ただし、写し等の送付を求める場合には、当該写し等の交付前に、納入通知書により納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第十九号

徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十年徳島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、「及び前項の知事が別に定める申請書」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とする。

第四条の二第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二項」を削る。

様式第四号（その二）を次のように改める。

様式第4号(その2)(第4条関係)

港湾施設(係留施設)使用許可申請書

徳島県知事 殿

申請者 船長氏名 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 担当者名・連絡先 _____
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

【 外航 ・ 内航 】

| | | | | |
|-----------------|---|--|------------------------------------|-----|
| 申請者コード | | | | |
| 船舶基本情報 | 船名 | | IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号) | |
| | 船種 【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】 | | | |
| | 国籍 | | 船籍港 | |
| | 総トン数 | 国際総トン数 | 重量トン数 | 全長 |
| | 連絡方法 | 呼出符号(信号符字) 船舶電話番号, インマルサット電話番号, FAX番号その他連絡方法 | | |
| 船主等情報 | 船主名(所有者名), 住所及び電話番号又はFAX番号(コード) (名前) _____ (住所) _____ (電話番号又はFAX番号) _____ | | | |
| | 運航者名, 住所及び電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は, 船舶賃借人名, 住所及び電話番号又はFAX番号を併記すること。) (名前) _____ (コード) _____ (住所) _____ (電話番号又はFAX番号) _____ | | | |
| | 代理人(店)名, 住所及び電話番号又はFAX番号(コード) (名前) _____ (住所) _____ (電話番号又はFAX番号) _____ | | | |
| | 入港予定港名 | | | |
| 入港情報 | 入港予定日時 | | 月 日 時 分 | |
| | 停泊目的 | 希望びよう泊場所 | びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで | |
| | 係留施設(希望船席)名称及び場所 | | (コード) | |
| | 着岸(予定)日時 | | 離岸(予定)日時 | |
| | 月 日 時 分 | | 月 日 時 分 | |
| | 移動前停泊場所 | | 移動後停泊場所 | |
| | 移動理由 | 移動予定日時 | 移動後停泊予定期間 | |
| | 月 日 時 分 | 月 日 時 分から 月 日 時 分まで | | |
| 運航区分 【入港・移動】 | 着岸舷側 【左舷・右舷】 | (被)接舷船名 | 最大喫水(入港から出港まで) (m) | |
| 航海情報 | 航路名 | | 【優先指定・定期・不定期】 | |
| | 仕出港 | 前港 | 次港 | 仕向港 |
| | 特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分 | | | |

| | | | | | |
|---------|---|-----------------------------------|-----------|--|--|
| 船名 | | I M O 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号) | | | |
| 貨物情報 | 本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)及び数量 (種類) (数量) | 入港予定港における船積貨物の種類及び数量 (種類) (数量) | | | |
| | 入港予定港 | | | | |
| | その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載) | | | | |
| 危険物情報 | 品名(積荷地), 等級, 国連番号, 容器等級及び引火点(密閉式による撰氏) | こん包の数及び正味重量 | 船舶内の積付け位置 | | |
| | 入 港 時 | | | | |
| | 出 港 時 | | | | |
| 危険物荷役情報 | 危険物荷役業者名及び電話番号 | | | | |
| | 危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで | | | | |
| 保障契約情報 | 保障契約締結の有無 【有・無】 | 保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合) | | | |
| | 保障契約証明書等を有していない場合の記入事項 | 保険者等の氏名又は名称 | | | |
| | | 保障契約の証書の番号 | | | |
| | | 保障契約の有効期間 | | | |
| | 燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保し, 又は填補する契約となつているか | 【なつている・なつていない】 | | | |
| | 保障限度額 | | | | |
| | 過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 | | | | |
| | 【有・無】 | | | | |
| 備考 | | | | | |

注 の付されている項目については, 記入不要。

様式第四号（その四）及び（その五）を次のように改める。

様式第4号(その4)(第4条関係)

港湾施設(荷役機械)使用許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
(法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名)

| | | | |
|----------------------|--------------|----------------|--|
| 申 請 者 コ ー ド | | | |
| 施 設 コ ー ド | | 荷 役 機 械 名 称 | |
| 信 号 符 字 (コールサイン)等 | | 船 名 | |
| 使 用 予 定 期 間 | 年 月 日 時 分 から | | |
| | 年 月 日 時 分 まで | | |
| 備 考 | | | |

様式第4号(その5)(第4条関係)

港湾施設(上屋・荷さばき地・野積場)使用許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
(法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名)

| | | | |
|------------|----------------|---------------|-----------------------|
| 申請者 コード | | 施設の種類 | 1 上屋 2 荷さばき地 3 野積場 |
| 施設 コード | | 施設名称 | |
| 使用面積 | m ² | 使用区画 (区画名) | |
| 使用予定 期間 | 年 月 日 時 分から | | |
| | 年 月 日 時 分まで | | |
| 貨物 | 品名コード | 品名 | 個数・トン数 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 備考 | | | |

- 注 1 「施設の種類」欄の該当施設番号を 印で囲み、施設の種類ごとに別葉とすること。
2 「備考」欄に、使用の目的を記入すること。

様式第四号に次のように加える。

様式第4号(その6)(第4条関係)

港湾施設(船舶給水施設)使用許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所
氏名
電話
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

【 外航 ・ 内航 】

| | |
|-------------------|---|
| 港 湾 名 | |
| 申 請 者 コ ー ド | |
| 船 名 | |
| 信号符字(コールサイン)等 | |
| 総 ト ン 数 | |
| 給 水 種 別 | 【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】 |
| 給 水 希 望 日 時 | 月 日 時 分 |
| 給 水 申 込 数 量 | (飲料水) m ³ (その他) m ³ |
| 希 望 給 水 場 所 | |
| 希 望 給 水 場 所 コ ー ド | |
| 備 考 | |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 徳島県港湾施設管理条例施行規則第四条第一項第二号に掲げる港湾施設使用許可申請書は、改正後の様式第四号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正)

3 徳島県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年徳島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一「徳島県港湾施設管理条例(昭和三十年徳島県条例第三十二号)の項第五百二十号中、「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。

徳島県規則第二十号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項第三百十九号から第三百二十四号までを次のように改める。

三百十九 登録検査機関登録手数料

三百二十 登録検査機関登録更新手数料

三百二十一 登録検査機関変更登録手数料

三百二十二から三百二十四まで 削除

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百四十七号を次のように改める。

四百四十七 風俗営業の営業所構造設備変更承認申請手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百五十号の四の次に次の十号を加える。

四百五十の五 特定遊興飲食店営業許可申請手数料

四百五十の六 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料

四百五十の七 特定遊興飲食店営業許可証書換手数料

四百五十の八 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料

四百五十の九 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料

四百五十の十 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料

四百五十の十一 特定遊興飲食店営業の営業所構造設備変更承認申請手数料

四百五十の十二 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料

四百五十の十三 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料

四百五十の十四 特定遊興飲食店営業管理者講習手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項中第四百九十三号の十一を第四百九十三号の十二とし、第四百九十三号の七から第四百九十三号の十までを一号ずつ繰り下げ、第四百九十三号の六の次に次の一号を加える。

四百九十三の七 確認事務委託対象法人登録更新申請手数料

附 則

1 この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項の改正規定（同項第四百五十号の四の次に十号を加える改正規定を除く。） 公布の日

二 次項の規定 平成二十八年三月二十三日

三 別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項の改正規定 平成二十八年四月一日

2 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成二十八年徳島県条例第三十七号）附則第二項の規定による手数料の納付については、改正後の別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百五十号の五の規定の例による。